

平成 24 年 4 月 2 日
薬食発 0402 第 1 号
平成 24・03・28 製局第 2 号
環保企発第 120402001 号

厚生労働省医薬食品局長

経済産業省製造産業局長

環境省総合環境政策局長

「新規化学物質等に係る試験の方法について」の一部改正について

「新規化学物質等に係る試験の方法について」（平成 23 年 3 月 31 日薬食発 0331 第 7 号厚生労働省医薬食品局長、平成 23・03・29 製局第 5 号経済産業省製造産業局長、環保企発第 110331009 号環境省総合環境政策局長連名通知）」（以下「連名通知」という。）の一部を下記のとおり改正し、平成 24 年 7 月 1 日から施行する。

なお、平成 24 年 6 月 30 日以前に開始された試験であって、本改正前の連名通知に規定する試験の方法に基づき行われたものの取扱いについては、なお従前の例によることができるものとする。

記

- 1 別添＜微生物等による化学物質の分解度試験＞を別紙 1 のとおり改める。

2 別添〔様式4〕から〔様式6〕を別紙2のとおり改める。